

子育てのための施設等利用給付認定(新2・3号)申請書兼認定区分変更申請書の正誤表

項目	誤	正
<p>確認事項ケ</p>	<p>就労の内定を認定事由として認定を受ける場合、原則として認定期間開始月中に就労を開始し、翌月末までに就労証明書を提出してください。入園後の求職活動を認定事由として認定を受ける場合、認定開始月中に求職活動を開始し、翌月末までに就学等証明書・求職活動状況申告書B欄に活を記入したもの及び添付書類を提出してください。</p> <p>提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、取り消すことがあります。</p>	<p>就労の内定を認定事由として認定を受ける場合、原則として認定期間開始月中に就労を開始し、翌月末までに就労証明書を提出してください。入園後の求職活動を認定事由として認定を受ける場合、認定開始月中に求職活動を開始し、翌月末までに就学等証明書・求職活動状況申告書B欄に活動内容を記入したもの及び添付書類を提出してください。</p> <p>提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、取り消すことがあります。</p>

